

# 虐待防止指針

【社会福祉法人七野会 生活支援総合センター姉小路】

グループホーム姉小路  
姉小路デイサービスセンター  
居宅介護支援事業所姉小路

## 第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

この指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号 平成18年4月1日施行。以下「高齢者虐待防止法」という）に基づき、社会福祉法人七野会グループホーム姉小路、姉小路デイサービスセンター、居宅介護支援事業所姉小路（以下、「当事業所」という）の利用者に対する虐待を防止することにより、利用者の権利を擁護し、及び当事業所の事業の迅速な改善を図り、もって当事業所事業に対する社会的な信頼を向上させるとともに利用者に対する健全な支援を提供することを目的とする。

## 第2条 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、利用者に対する職員の次の行為をいう。身体的虐待・精神的虐待・ネグレクト（介護放棄）・性的虐待・経済的虐待の5種類を想定する。

- （1）利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行をくわえ、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること等。
- （2）利用者に猥褻な行為をすること、または利用者をして猥褻な行為をさせること等。
- （3）利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または差別的言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと等。
- （4）利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、他の利用者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を怠ること等。
- （5）利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること等。
- （6）別に定める、身体拘束適正化指針に掲げる身体拘束をすること等。

## 第3条 利用者に対する虐待の防止

職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

## 第4条 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として下記の（1）に掲げる役割を果たすため、虐待防止検討委員会を設置する。

### （1）委員会の役割

虐待防止検討委員会の役割は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するものとする。具体的には以下の通りとする。

ア. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について本指針を随時見直す。

- イ. 虐待防止を目的とした職員研修を、原則グループホーム年2回以上、デイサービス年1回以上、居宅介護支援事業所年1回以上及び職員採用時に実施する。
- ウ. 虐待防止を目的とした職員研修の内容を検討する。
- エ. 虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- オ. 虐待等について、職員が確実に相談・報告できる体制整備を検討する。
- カ. 職員が虐待等を把握した場合に、第6条及び第7条に定める通り、虐待の通報が迅速かつ適切に行われる方法を見直す。
- キ. 虐待発生時、虐待防止対応責任者により臨時で招集された本委員会において、その発生原因を追究し、解決策を検討する。また、類似の虐待防止策を検討する。再発防止策を講じた際には、その効果について評価をする。
- ク. 虐待等の早期発見、虐待につながる『芽』をなくすよう取り組む。
- ケ. 本委員会で検討した内容で、指針・研修・体制整備・通報方法・再発防止策等を職員に周知する。

## (2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理職や虐待防止担当者は必須。

### ア. 虐待防止対応責任者

この指針による虐待防止の責任主体の明確化の為、当事業所に虐待防止対応責任者を設置する。虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする。

### イ. 虐待防止対応責任者の職務

虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- ①虐待内容及び原因を調査し、解決策を検討すること。
- ②当事者等と虐待防止のための話し合いをすること。
- ③虐待防止対応結果を第9条に規定する第三者委員に報告すること。
- ④虐待の改善状況について、当事者（家族等を含む）及び第9条に規定する第三者委員に報告すること。
- ⑤京都市への虐待発生報告および、虐待解決報告を行うこと。

### ウ. 虐待防止受付担当者

当事業所利用者や家族等が虐待通報を行いやすくするため、当事業所に虐待防止受付担当者を設置する。

- ①虐待防止受付担当者は、施設長が法人職員のうちから1名を指名するものとし、必要に応じて代理者を指名するものとする。なお、虐待防止受付担当者は、当事業所の部長があたるものとする。
- ②職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- ③前項に規定する虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を報告しなければならない。

### エ. 虐待防止受付担当者の職務

虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- ①利用者等からの虐待通報を受け付けること。
- ②職員からの虐待通報を受け付けること。
- ③虐待内容及び利用者等の意向を確認し、その内容を記録すること。

- ④虐待内容について、虐待防止対応責任者及び第9条に規定する第三者委員に報告すること。
- ⑤虐待改善状況について虐待防止対応責任者に報告すること。
- ⑥虐待防止検討委員会を開催する責を負う。定時開催頻度は、第4条（3）アの通りとする。  
なお、虐待発生時はこの限りではなく、臨時開催の責を負う。

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア. 委員会は年4回開催する。
- イ. 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ. 委員会の会議内容を記録する。

## 第5条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止を目的とした職員研修を、原則グループホーム年2回以上、デイサービス年1回以上、居宅介護支援事業所年1回以上及び職員採用時に実施する。虐待防止対応責任者においても、1年に1回は外部研修に参加する。
- (2) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (3) 研修の内容は、虐待防止啓発研修に限らず、高齢者福祉を含めた全人的な人格・資質向上を目的とした内容とする。
- (4) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

## 第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- (2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- (4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

## 第7条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待通報の受付

- ア. 虐待の通報は、様式によらない文書、または口頭による通報により受け付けることができる。
- イ. 虐待防止受付担当者は、利用者やその家族、職員からの虐待通報の受付に際して、次の事項を虐待通報の受付・経過を記録し、その内容を虐待通報者及び虐待を受けた者に確認する。

- ①虐待の内容
- ②虐待を受けた者の要望

(2) 虐待の報告

- ア. 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、第三者委員への報告について、虐待を受けた者が第三者委員への報告を希望しない場合は、この限りではない。
- イ. 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- ウ. 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、虐待通報受付した旨を、虐待を受けた者に対して何等かの手段で通知する。

(3) 虐待の調査・確認

- ア. 虐待防止対応責任者は、虐待の内容を詳細に調査し、経過を含めて調査内容を詳細に記録する。
- イ. 虐待防止対応責任者は、前項の調査に際し、必要に応じて虐待防止受付担当者に調査の協力を指示し、虐待防止受付担当者はそれに応じなければならない。
- ウ. 虐待防止対応責任者は、第8条にかかげる解決策を検討しなければならない。

#### (4) 早期発見

事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止検討委員会及び委員は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

### 第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 虐待に係る苦情解決に向けた協議
  - ア. 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待を受けた者及び必要に応じて虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待を受けた者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
  - イ. 虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
  - ウ. 第三者委員は、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
  - エ. 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。
  - オ. 虐待防止対応責任者は、虐待通報を受けたのち、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、虐待発生の原因の追究と解決策を検討する。
- (4) 虐待に係る苦情解決に向けた記録・結果報告
  - ア. 虐待防止対応責任者は、虐待通報の受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
  - イ. 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた者に改善を約束した事項について、相談者・虐待を受けた者及び第三者委員に対して、書面をもって報告する。
  - ウ. 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた者が満足する解決とならなかった場合には、京都市の監査指導課を紹介する。

### 第9条 第三者委員

- (1) 第三者委員は、法人苦情解決に関する委員とする。
- (2) 第三者委員は、第8条(3)アに定める、解決のための話し合いに立ち会うことができ、必要な助言を行うことができる。ただし、第三者委員が立ち会いを望まない場合、または虐待を受けた者やその家族等がそれを求めない場合は、立ち会うことはない。

### 第10条 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関

等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、身上監護・財産管理を行うことができる成年後見制度の利用を支援する。

### **第11条 虐待防止の推進**

職員研修による虐待防止啓発にかぎらず、虐待防止対応責任者を長とする虐待防止検討委員会により、虐待防止の推進を行う。具体的には、各職員が日常の自身の行動を振り返る機会を設けることと、各職員集団による日常業務の強力な支援体制を構築すること、虐待発生要因となりうる環境・状況の改善を図ること、本指針をはじめとする人権擁護に関する資料配布や学びにつながる機会を増やすこと等を想定する。

### **第12条 虐待防止対応の周知**

虐待防止対応責任者は、利用者や来園者等に対しては施設内に本指針を掲示し、職員については本指針を配布することにより、本指針に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

### **第13条 当指針の閲覧**

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。また、虐待対象となった利用者やその家族等により、事故に関する記録の開示希望があった場合には、法人の「個人情報開示規程」に沿った対応を行う。尚、開示に関する窓口は当施設の施設長もしくは準ずる管理職が行う。

### **第14条 指針の改訂**

本指針は、令和3年4月1日より施行し、必要があれば、少なくとも1年に一度の改訂を行う。

策定日	令和3年3月25日
施行日	令和3年4月1日
更新日	令和5年4月1日
更新日	令和5年11月1日
更新日	令和6年4月1日
更新日	令和7年4月1日